

食べ残し持ち帰りモニター調査のモニター員について ～応募方法と事業概要～

1 事業の概要

食品ロス削減のため、飲食店等で食べきれない料理を、持ち帰り専用容器「ドギーバック」を活用し、お客様の自己責任で持ち帰ってもらう取り組みの普及を検討しているところです。

令和3年度はその試行事業として、県民の皆様から県民モニター（約100名）を募集し、飲食店等の御協力のもと、課題等の把握のために行います。

(1) 実施時期：令和3年11月下旬～1月下旬

※コロナウィルス感染症の影響により延期または中止となることがあります。

(2) 実施方法（役割分担）

ア モニター員

- ① 県からモニター調査協力店（以下、「協力店」という。）のリスト、マップ及びドギーバック、モニター員証等を受け取る。
- ② 飲食店（協力店）を利用時、モニター員証を提示し、モニター員であることを表明。
- ③ 協力店の了解したメニューについて、自己責任（自己責任カードの提示、交付等）に基づき、食べ残しをドギーバックに入れて持ち帰る。
※飲食費は、支給されません。
- ④ 持ち帰った食品は、協力店の説明に従い速やかに冷蔵保存又は、美味しく食べ切る。
- ⑤ アンケートにて本調査について気づいた点や課題等を報告。

イ 飲食店(モニター調査協力店)

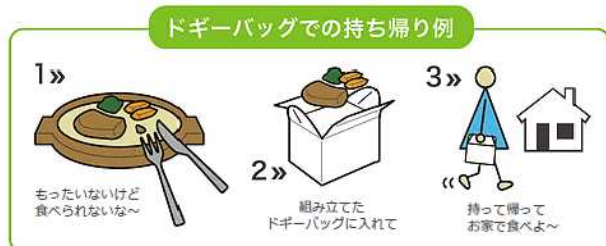
モニター員から持ち帰りを相談された場合、持ち帰り可能なメニューと保存、飲食上の注意点をモニター員に説明し、自己責任（提示された自己責任カードを確認）で持ち帰っていただくことを了承。

ウ 鳥取県

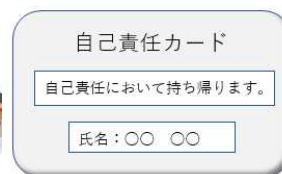
協力店マップ、ドギーバック等を作成し、モニター員に無償配布。
調査結果から課題を抽出し、次年度以降のドギーバック普及施策に反映。

※ドギーバックとは

「ドギーバック」はレストランやパーティーでどうしても食べきれずに残してしまった料理を持ち帰るための容器のことです。今回は、再利用、折り畳み可能なものを作成予定。



(ドギーバックイメージ)



(自己責任カードイメージ)

2 応募方法(モニター員)

(1) 応募用紙による登録

別紙「食べ残し持ち帰り運動モニター調査 モニター員登録申込書」に必要事項を記入の上、メールまたはファクシミリで、以下の提出先に送付してください。

この登録申込書は、HPからも入手できます。

鳥取県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/929203.htm#tabekiri>

【提出先】

鳥取県生活環境部循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 宛

ファクシミリ：0857-26-7563 メール：junkanshakai@pref.tottori.lg.jp

(2) 電子申請での登録

以下の URL 又は QR コードを読み取り、専用ページから応募ください。

- ・電子申請ホームページ

https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3688

- ・電子申請ホームページ QR コード

※登録期限：令和3年10月1日（金）まで

※ご協力いただける方へは、モニター調査実施前にあらためて本事業の進め方をご案内します。

